

紀美野町第4回定例会会議録

令和7年11月26日（水曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年11月26日（水）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第 67号 | 令和6年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
（委員長報告） |
| 第 6 | 議案第 68号 | 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告） |
| 第 7 | 議案第 69号 | 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について（委員長報告） |
| 第 8 | 議案第 70号 | 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告） |
| 第 9 | 議案第 71号 | 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告） |
| 第10 | 議案第 72号 | 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 第11 | 議案第 73号 | 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告） |
| 第12 | 議案第 74号 | 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告） |
| 第13 | 議案第 75号 | 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告） |
| 第14 | 議案第 81号 | 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正す
る条例について |
| 第15 | 議案第 82号 | 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正す |

る条例について

- 第16 議案第 83号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 84号 紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 85号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 86号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 87号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 第21 議案第 88号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第 89号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第 90号 財産の無償譲渡について
- 第24 議案第 91号 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第25 議案第 92号 紀美野町道路線の廃止について
- 第26 議案第 93号 工事請負契約の変更について
- 第27 議案第 94号 副町長の選任の同意について
- 第28 議案第 95号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第 96号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第 97号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第 98号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 議案第 99号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第100号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第34 議案第101号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第35 議案第102号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○会議に付した事件

日程第1から日程第35まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁 (早退 12時01分退場)
11番	美濃良和
12番	七良裕光

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	高田真孝
住民課長	森谷克美

税 務 課 長 調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長 森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長 黒 崎 智 帆
産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 中 前 貴 康
ま ち づ くり 課 長 米 田 和 弘
水 道 課 長 長 生 正 信
美 里 支 所 長 (米 田 和 弘)
消 防 長 井 川 豊 一
会 計 管 理 者 湯 上 増 巳
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（七良裕 光） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（七良裕 光） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（七良裕 光） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、埴谷高夫議員、7番、美野勝男議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（七良裕 光） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

向井中洋二委員長。

（議会運営委員長 向井中洋二 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る11月20日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月11日までの16日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二 降壇）

○議長（七良裕 光） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月11日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（七良裕 光） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりであります。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和7年第4回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、10月、11月は町内各地域でまちづくりイベントが活発に展開され、町は大いににぎわいました。10月26日には旧の長谷毛原中学校で「秋の里山まるごと体験」が、また、11月9日には雨山の郷で「もみじまつり」、旧の志賀野小学校で「志賀野フェスタ」、田地区の慶風高校では、猿熊まつりが開催されました。さらに、11月24日には長谷宮で「秋のイチョウ祭り」が開催され、いずれのイベントも多くの方々が訪れ、盛況を博していました。

また、11月1日、2日の2日間、第20回紀美野町文化祭が開催されました。お茶席や各サークルの体験コーナーが設けられ、多くの町民の皆様にご参加いただきました。これからも文化豊かな、そして、文化が根差したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、16日には、「紀美野町誕生20周年記念式典」を挙行いたしました。県の副知事や国会議員、県会議員、近隣の市長、町長さんをはじめ多くの御来賓の方々に御臨

席をしていただき、盛会に開催することができました。式典では、本町の行政運営、住民福祉の向上、地域の安全・安心の確保などに長年御尽力いただいた方々に、その功績をたたえ、表彰をさせていただきました。受賞者の皆様のこれまでの御尽力に対して、改めて深く敬意を表し、感謝するものでございます。

当日は、七良浴議長にも御挨拶をいただき、議員各位にも御臨席を賜り、本当に式典を盛会のうちに終了することができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、23日には、「紀美野町農林商工まつり・柿の市」を盛大に開催することができました。天気にも恵まれ、県内外からの多くのお客様にお越しいただき、大変なにぎわいの中で無事に終えることができました。議員の皆様にも御臨席をいただき、この祭りを盛り上げていただきましたことに重ねて感謝申し上げます。これからも町の基幹産業である農林商工業の発展と農産物等の販売促進に力を入れてまいり所存でございますので、どうか議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、旧美里中学校の利活用について御報告申し上げます。

新たな学びの場の創出と地域活性化を目的として、旧美里中学校舎の活用事業者を広く募集してまいりました。公募には複数の提案をいただきました。地元住民の方にも選定委員会に委員として参画していただき、慎重に審査を行った結果、本年10月に「学校法人りら創造芸術学園」を交渉権者と決定したところであります。

現在、その交渉権者と、契約締結に向け協議を進めているところでございます。

協議が調い次第、改めて議会の皆様にお知らせをいたします。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第81号から議案第102号までの22件であります。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例など、条例の一部を改正する案件が8件、条例の全部を改正する案件が1件、財産の無償譲渡についての案件が1件、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定についての案件が1件、紀美野町道路線の廃止についての案件が1件、工事請負契約の変更についての案件が1件、副町長の選任の同意についての案件が1件、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が8件であります。

一般会計補正予算（第4号）の主なものとしては、人事院勧告に伴う人件費の増額補

正等の予算及び町道長谷大藪国木原線改良事業の予備設計業務委託料などを計上してご
ざいます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり
御可決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます
す。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（七良裕 光） 次に、過日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会
において、県外所管事務調査を行っておりますので、調査結果について報告願います。

総務文教常任委員会、美野勝男委員長。

(総務文教常任委員長 美野勝男 登壇)

○総務文教常任委員長（美野勝男） 令和7年度総務文教常任委員会県外所管事務
調査報告をいたします。

去る10月28日、29日の両日、総務文教常任委員会県外所管事務調査を京都府久
御山町、学びの森フリースクール、亀岡市並びに京丹波町において実施をいたしました。

最初の久御山町では、「野菜のまち」久御山町食育推進条例について研修を受けまし
た。

同町は、京都市中心部から南へ約15キロに位置し、面積13.86平方キロメー
トル、宇治川と木津川に挟まれた平たんな地形で、西部には農業基盤が整備された圃場が、
北部には稲作を中心とした巨椋池干拓田が広がっているとのことであります。

人口は約1万5,000人、昭和60年をピークに減少傾向にあるものの、近年は技
能実習などの外国人労働者の転入が見られるほか、特徴として、昼間人口の比率が20
6.6%と3万人を超えるとのことです。

町の農業の概要については、総農家数405戸、農業従事者481人、平均年齢は約
64歳、野菜栽培が主で、令和5年の野菜の産出額は京都府内で5位、近年、ねぎの作
付面積が増加傾向にあるとのことであります。

くみやま野菜とは、町独自のブランド野菜というものが特にないため、広く町で生産
された野菜と定義しているとのことで、生産されている農産物としては九条ねぎや小松
菜、ほうれん草などの軟弱野菜が中心で、そのほか、特徴的なものとしてはホワイトコ
ーンなどもあり、実態としては個撰個販がほとんどとのことであります。

さて、久御山町食育推進条例については、令和6年12月に制定され、14条から成

るもので、久御山町の野菜を主体とした食育に関する基本的な理念を定めることにより、健康づくりに対する意識の向上と健康増進、生涯にわたって健康に暮らすことができ、自ら食を学び、育むことができる社会の実現に寄与することを目的として、基本理念、町の責務のほか、教育関係者、生産者等、町民、それぞれの役割を定め、基本的施策として家庭、学校等、地域の取組なども規定し、それらの取組を通して「食文化の継承」、「健康づくり」、「地産地消の推進」の三本柱を目指しているとのことです。

また、13条では、「くみやま野菜の日」を規定し、毎月19日を食育の日として定めて、町でも様々な事業を展開しているとのことであります。

最後の14条では、食育推進会議の設置について規定し、学識経験者、生産者、教育関係者、行政が参加し、これからの町の食育施策について意見をいただくという取組もしているとのことであります。

具体的な事業としては、令和7年度では、「野菜のまち応援クーポン」という1,000円の買物ごとに1枚使える500円券を住民全員に配布したとのことであります。町内の農産物を扱っている店で使ってもらうことで、地産地消の推進、地域商店の利用促進を図ったとのことです。

その他、ホワイトコーン祭りというイベントや、京都女子大学の副学長を招いての食育イベントなど、様々なイベントに野菜を絡めて実施しているとのことであり、このような取組は、所管課を含め庁内7課にわたって全庁的に取り組んでいるとのことであります。

続いて、亀岡市内にある「学びの森フリースクール」の視察を行いました。

2000年に最初は私塾としてスタートし、たまたま不登校の子が塾に連れてこられたのをきっかけに、フリースクールが始まったとのことであります。

また、行政からの要請でユーススクールを8年前から、保護者からのニーズにより放課後等デイサービスを7年前から始めているとのことであります。

最初に決めたことは、「こどもを問題視しないことから始めよう」ということで、果たして不登校は問題なのか、挫折とは駄目なことなのかという考えの下、どうすればこどもたちがまた動き始め、学び始めることができるのかを考え、新たな教育実践をつくり上げてきたとのことであります。

スクールは、現在小学3年生から中学3年生まで20人が在籍し、通学圏としては約100キロメートル、1時間半かけて来る子もいるとのことです。

年間1,000時間の学習カリキュラムがあり、義務教育学校とほぼ同程度を確保し、夏合宿や運動会も行っているとのことでした。また、200人を超える卒業生があり、大学院博士課程で「ひきこもり研究」を行った子や輸入車ディーラーで整備士となった子、海外留学した子などもいるとのことでありました。

様々な子どもたちが主体的で対話的な学びの場を実現し、社会の中で自分らしい生き方をデザインできるための「知性」と「経験」を手に入れるための教育実践を特徴とし、大人たちが全て用意するのではなく、子どもと一緒にになって取り組むとのことでした。

話合いは特に大事にしており、校則もありますが、全て話合いで決まり、ルールは変わるとのことです。時間割についても、生徒や先生との話合いの中で決めるとのことでありました。

スクールの現状として、質の高い教育のために生徒20人に対し10人のスタッフがいます。利用者からは、学費としては週5日の場合で月5万9,400円、施設運営費として半年につき5万2,800円など負担いただいているものの、経営的には成り立たないとのことでした。京都府から年間110万円の補助もありますが、まだまだ不足しているとの現状であるとのことでありました。

しかしながら、学びの森は福祉事業である放課後等デイサービスも運営しており、80人生徒がいることから、学びの森全体としてはある程度潤沢に運営されているとのこと、教育と福祉の接合というのは非常に重要であるとのことでありました。

定型でない子どもたちが増え、従来の公教育としての学校だけでは対応することが難しくなっている中、新たな公教育の定義が必要であり、フリースクールなども含めた公教育というものを担保していくべきではないかと考えているとのことでありました。

続いて、亀岡市では、亀岡型自然保育の取組について研修を受けました。

亀岡市では、自然保育の取組の一つとして自然体験活動アドバイザーを配置しており、そのアドバイザーのほうから説明を受けました。

自然保育は、2019年4月、当時の東本梅保育所（現在は森の自然子ども園東本梅）から始まったとのこと、当時、園児が十数名と少なく、園をどうするか、統合するか等も議論されている中、行政と地域がともに努力し、相互協力するという形で自然保育が誕生したとのことであり、現在は9園ある市立保育所・子ども園のうちの子ども園4園で取り組まれているとのことでした。

木登り、雨降り散歩、お散歩、山城探検、川遊び、農園で畑作、芋掘り遊び、田植え

前の泥んこ遊び、お魚さばき教室など様々な自然体験を積極的に取り入れているとのことですが、あくまでも自然保育とは、自然の中で行う保育のことであるので、これらの自然体験は、思考力・創造力・協同力を育てるための道具にすぎないと捉えているとのことでした。

また、亀岡型自然保育は、五つのキーワードを大切にしているとのことでした。

1つ目は、会話・対話。やはりこれが基本であるとのことでした。

2つ目は、教えない教育。こどもたちの好奇心・学びは自分で発見したり、不思議に思ったりしたときに扉が開くと考えるので、そのときにどれだけうまく寄り添えるかを大切にしているとのことでした。

3つ目は、多様なつながり。友達、先生、地域、学校とのつながり、また、一つの体験から他の体験へのつながりを大切にしているとのことでした。

4つ目は、徹底した安全管理。自然の中であるので、絶対に安全であるとは言えないため、危険があることを前提に下見などを徹底し、想定される危険度の把握に努めているとのことでありました。

5つ目は、こどもたちが中心であるということ。こどもがやりたいことを中心に考え、あまり大人が主導権を持たないようにしているとのことでした。

なお、自然保育には具体的な教科書や指導書がないため、各人の捉まえ方次第であるが、自然保育理念の日々の保育の中にどう落とし込めるかが大切であるとのことでした。

翌29日には、京丹波町で子ども・子育て支援について研修を受けました。

同町は、人口約1万2,000人、面積303.9平方キロメートルで、そのうち森林面積が約83%と、紀美野町と同様に自然に囲まれた町であります。

研修については、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」の内容を主として話を聞きました。

現在第3期の計画になりますが、第2期の計画において定めていたキャッチフレーズである「かかわり愛（合い）、かまい愛（合い）、つながり愛（合い）」を受け継ぎつつ、希薄化が懸念されている地域の絆をいま一度深め、必要な情報が真に必要な人に届くよう「つたえ愛（合い）」を重要なキーワードとして新たに加え、四つの愛（合い）の下で、同計画による支援がこども・子育て世帯に確実につながるように取り組んでいく必要があると考えているとのことでした。

こども園での取組として、保護者の利便性向上とこども園の業務効率化による教育・

保育の質の向上を図るため、令和7年9月からコミュニケーションツールとして、保育ICTシステム（コドモン）を導入したとのことです。

また、保育士や地域の子育て人材確保に向けて、就学前の学生がこども園で働く体験を得られるインターンシップの実施や、町で保育教諭として働く方を対象に、奨学金の返還支援制度を設けているとのことであります。

町ならではの地域資源を生かした体験学習に取り組んでおり、こども園において鮎ふれあい体験や茶畑の茶摘み体験、竹林でのタケノコ掘り、地域の方からの野菜の植え方や育て方の学習、地域農家のビニールハウスでのジャガイモ掘り体験など行っているとのことでした。

給食に関して、こども園では、町産の食材を使用した給食を提供する日として、「京丹波だいすき給食の日」を設け、給食の前に管理栄養士から食材についての話を聞き、こどもたちが自然の恵みや様々な人々への感謝の気持ちを持ちながら味わっているとのことであり、また、学校給食においても、地元食材の積極的な活用により、給食を生きた教材として総合的な学習の時間や社会科をはじめとする教科学習に活用するなど、学びにつながる学校給食に取り組んでいるとのことであります。

また、伝統文化の学習として、小中学校において、地域の伝統文化である太鼓や人形浄瑠璃、踊りの学習を教育課程の中に位置づけているとのことであります。

その他、森林組合と連携した小学生向けの森林環境学習、山城をフィールドとした「探求的な学び」なども行っているとのことです。

これらの体験学習を通じて自分の思いを言葉や行動で表現したり、感謝の気持ちを伝えたりする経験を積むことで、社会性や自己肯定感の育ちに大きくつながっていると考えられ、また、地域とつながることが、こどもたちに「自分の町を大切に思う心」や「地域の中で共に生きる力」を育むことが生かされていると感じているとのことであります。

そのほかにも、計画は多岐の分野にわたるため、各委員からの質問を通じて様々な取組についての話を聞きましたが、この場では割愛させていただきます。

以上、総務文教常任委員会、県外所管事務調査の報告を終わります。

（総務文教常任委員長 美野勝男 降壇）

○議長（七良裕 光） 続いて、産業建設常任委員会、徳田拓嗣副委員長。

（産業建設常任委員会副委員長 徳田拓嗣 登壇）

○産業建設常任委員会副委員長（徳田拓嗣） おはようございます。

令和7年度産業建設常任委員会県外所管事務調査報告をいたします。

去る10月23日、24日の2日間、産業建設常任委員会県外所管事務調査を、鳥取県江府町並びに智頭町において実施いたしました。

まず江府町では、特定居住促進計画について研修を受けました。

同町は、鳥取県南西部、中国山地北側の山あい位置し、面積124.5平方キロメートル、うち山林や農地が全体の89%を占めております。

人口は約2,500人、高齢化率は50.72%、若者は進学をきっかけに町外へ流出するため、労働人口の減少が喫緊の課題となっているとのことであり、第1次産業（農林業）の従事者が人口の20.5%を占めておりますが、その多くが高齢化していることから、今後の町内の産業維持に大きな懸念となっているとのことでありました。

そのような中であって、かねてより移住定住施策に取り組まれており、移住等の問合せは年間延べ1,200件あるものの、空き住居がないため移住定住に結びつく件数が少なく、新しく佐川第2団地という移住者世帯も入居可能とした町営の移住促進住宅をPFI-BTO方式により建設し、計12戸を整備して、令和6年1月から供用を開始しましたが、3か月で全て埋まってしまったとのことで、依然として住宅不足は続いているとのことでもあります。

ただ、様々な移住定住施策を続けたことで、平成29年度では59人の転出超過であったのが、令和6年度は7人の転出超過にとどまり、効果が出ているとのことでありました。

移住定住施策に加えて、二地域居住を促進することで、町の関係人口を増やし、人手不足となっている町内の各分野に関わる人を増やしていく、また、いずれは移住定住へ向かうためのステップとなるよう二地域居住に資する様々な事業計画を整理し、実施していくこととして、令和7年3月、全国で初めて特定居住促進計画を策定したとのことでありました。

重点目標は、農業従事者の確保であり、事業実施に向けてこれからは協議会等で決める予定とのことで、また、重点地区として、先ほども申し上げた佐川第2団地などもある佐川地区のほか、江尾地区の2地区を指定し、主にハード面で整備を整えているとのことでした。

8月には、特定居住促進協議会を設立しており、二地域居住を促進するための情報共

有の連携を図っているとのことであります。

主要事業としては、農業従事者の二地域受入体制の構築ということで、町内全集落を対象に受入れ調査を行い、希望される集落に対して受入れを行う予定であります。また制度の構築中であるとのことです。

それから、二地域居住住宅の整備ということで、旧役場跡地に分譲地を造成しており、そのうち1区画に二地域居住のための住宅を建設予定して、令和9年度の供用開始を目指しているとのことであります。

また、ANAコンソーシアム事業ということで、ANAと提携し、二地域居住者と町の提示するコンテンツをマッチングして、航空運賃を安くする取組を10月から開始しているとのことであります。

それから、二地域居住促進のための交通費補助制度として、12万円を上限に公共交通機関の利用額の2分の1を補助する事業を9月から開始しているとのことであります。

そのほか、二地域居住施策ではありませんが、町内に商業施設がなくなってしまったことから、地域交流拠点施設パレット奥大山をPPP-DBO方式により建設し、コンビニ、レストラン、コインランドリー、スーパーが入居しているとのことであります。

二地域居住施策に関してはまだ始まったばかりであります。移住定住施策とともに、今後さらに取組が深められていくようでありました。

翌29日には、智頭町で特定地域づくり事業及び疎開保険について研修を受けました。

同町は、人口約6,000人、高齢化率45.9%、中山間地域に位置し、面積は224.7平方キロメートルのうち93%が山林という町であります。

人口減少、働く場の減少、また働く場はあっても担い手の減少というのが大きな課題となっており、特に林業については、大きな山林面積がありながら、従事者が少なく、従事者をいかに増やすかが課題であるとのことであります。

そのような中、人材育成に携わってきた経歴を持つ現組合事務局長の星野氏が移住されてきたため、町からの申出により、令和3年4月に智頭町複業協同組合が設立されたとのことであります。

令和3年度では、コロナ禍の影響で飲食店や観光関係での雇用ニーズを生み出すことが難しかったため、ひとまず林業への派遣を軸に検討することと決め、準備を始めたとのことであり、令和3年度末時点では、まだ派遣職員はおらず、組合企業数9社、事務局は事務局長1人のみであったとのことです。

令和4年度から労働者派遣事業を開始し、マルチフォレスターという林業プラスαで働く方4人、マルチワーカーという観光、飲食店等プラスαで働く方1人が派遣されたとのことであります。

その後、令和7年10月時点では、派遣職員数8人、組合企業数16社、事務局4人まで増加したとのことで、派遣先としては、林業のほか、農業、大工、食品、観光、飲食・宿泊、保育や行政事務などがあるとのことであります。

今後の目指す姿としては、働きたい組合として目指されるために、事業者の担い手不足の解決や派遣職員の定着、活躍のための待遇や安全確保、また、需要を創出するために、短時間や季節差の需要へ対応できる生産性、新たな事業の創出や事業継承の課題への対応は重点を置いていきたいとのことであります。

続いて、疎開保険について研修を受けました。

制度は、2011年4月より、中身としては、在住地域で災害救助法が発令された際に、疎開補助として避難者へ7日分の食事と宿泊施設を提供するもので、平常時でも特典として町の特産品送付や1泊2日の町内ツアー、町内観光施設利用料の各種助成なども受けられるというものです。

現在、89口、178人が加入しており、60代以上が6割、50代が1割、40代が1割、30代以下が1割とのことでした。

効果としては、疎開保険を通じて町とのコンタクトができ、町を知ってもらうことで関係人口の創出につながり、また、町内事業者、民泊を活用することで町の活性化にもつながっているとのことです。

非常に独自性の高い取組でございました。

以上、産業建設常任委員会県外所管事務調査の報告を終わります。

(産業建設常任委員会副委員長 徳田拓嗣 降壇)

○議長（七良浴 光） 次に、一般質問の通告書は、明日27日午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（七良浴 光） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、2番、中原和也議員を指名します。

◎日程第 5 議案第67号 令和6年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)

◎日程第 6 議案第68号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第 7 議案第69号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第 8 議案第70号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第 9 議案第71号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第10 議案第72号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第11 議案第73号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第12 議案第74号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

◎日程第13 議案第75号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)

○議長(七良裕 光) 日程第5、議案第67号、令和6年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第75号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

お諮りします。本案についての口頭による委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、口頭による委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告を省略することに決定しましたので、委員長に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

これから、議案第67号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、私のほうから、一般会計に対する反対討論を行ってまいりたいと思います。

この一般会計でございますけれども、一つには、この問題になろうかとしているのが、今、だんだんこの新しい首相になってから、政治が右のほうに右のほうにと向ってきている状況になってきているわけであります。

そこで、今、この一般会計の中で、自衛隊の募集事務委託金、金額は2万2,000円というふうに小さい金額でございますけれども、今、どんどんと右を向いて、特に今まで日中間においては、お互いに戦争をしない、また、お互いに脅威にならないようにするというのが協定が結ばれているわけでありますが、それを現在の首相が、そのことを置いて、中国と台湾の関係で、アメリカが入って事が起これば、要するに、日本の自衛隊も参戦すると、そういうふうなことを申されるようになってきています。これは大変大きな問題になってきているわけでございますけれども、こういうふうにだんだんと右を向っている中で、日本のこの自衛官がどうなっていくのか。また、私たちの町の子どもたちが自衛隊のほうに入っていった場合に、その方々の安全ということも非常に心配するわけでございます。そういうことから、この金額が小さいけれども、自衛官の募集事務委託金、このことには問題があると思います。

また、防衛協会でありますけれども、当然この紀美野町は、我々は公務員でありますから、99条の憲法を守る義務があるわけでございますけれども、防衛協会というのは、これは憲法を変えることを要請している。そういうふうな改憲の方向にある団体であります。こここのところにお金を支出していいのか、こういうところも大変問題があるかと

いうふうに思います。

また、もう1点、スポーツ公園であります。

この件については、新しくスポーツ公園をリニューアルするということでございますけれども、これは非常に運営上、私たちは危惧しています。非常に設計、入札等に関係して、問題が不明瞭というんですか、非常に分かりにくい。5人の審査委員が選んでいくということでございますけれども、その方々がどういうふうなところで選んでいくのか、いろんな点で見て、非常に金額がはっきりしない。私たちは、やはり競争入札、分かりやすい形で、皆さん方が安心して見ていける、そういうふうな競争入札あるいはやり方として、町内業者が入っていないことについても大変問題があるかというふうに思います。そういうふうなことから、このスポーツ公園についても、今回は設計業務委託料でございますけれども、このことに認められない、このように思います。

また、もう一つ、危惧するところは、不用額が大変大きいんですね、8億5,000万円。この不用額が最終の3月議会でも補正が行われるわけですから、1円でも町民の皆さん方のサービスのために、幸福のために使っていくということが求められるかというふうに思います。そういうふうなことからいたしまして、この一般会計の決算に対しまして反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 反対討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 反対討論です。

今、美濃議員の反対の中にもありましたけれども、スポーツ公園のリニューアル整備に関する一連の決算について、反対いたします。

当施設は、町独自の解釈の下に実施され、異常な経過をたどっており、全く不当なものです。予算では工事請負費での計上であるのに、また、契約書も同様であるにもかかわらず、内容は準委任契約だという、議会軽視も甚だしい前代未聞の執行であることは明らかです。まして、建設予定地は元ごみ処分場であり、十分な地盤改良が必要ですが、町はあくまでも地盤改良は必要ないとの立場でした。

しかし、現在施工されている基礎は、当初の図面とは異なるものです。旧図面で支払いがなされています。これも不当です。明らかに建築確認申請が通らないことが一目瞭然であったにもかかわらず、私もこのことを指摘してきました。

担当は、当初の言説に固執しました。財政規律は完全に破綻しています。また、KIMINO STUDIESは審査会で何ら議題となっておらず、KIMINO STUDIES株式会社との契約は完全な適正手続の逸脱です。コンソーシアム内で設立されたと言いながらも、KIMINO STUDIES株式会社は、資本金、出資比率、役員構成等、提案書にも記載されておらず、もちろん審査会で質問もされていないという、不当、違法な下での審査でした。

議会でも、前述のとおり、工事請負契約を賛成多数で可決して、極めて不当なものです。まして、この施設はA、B、二つの棟になっていますが、また、その他の附属の施設もありますけれども、災害時の避難所となっています。冷暖房の空調設備はないという欠陥施設です。まして、1棟にはトイレもありません。町民がこぞって利用できるようなものではなく、障害者、高齢者を排除した差別的な施設となっています。

ほかにも、KIMINO STUDIESの当初の登記では、全くの空き家を本店として、会社のていをなしていないことも明らかになっています。これを指摘しますと、今は管理棟はスポーツ公園内の管理棟に本店移転されていますけれども、町とKIMINO STUDIES株式会社が一体となって、不当な事業を行っている実態が明らかになっています。

以上、ほかにも多々申し上げたいことがあります。この点をもって、この決算に反対をいたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

- 議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 (七良裕 光) 反対討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(七良裕 光) 起立多数です。

したがって、議案第67号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第68号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 紀美野町の国民健康保険事業特別会計でございますけれども、この国民健康保険というのは、我々町民が払う税金の中で一番大きな金額になるわけでありまして。また、この社会保険の方々とは、ほかにも役場の方々もそうでございますけれども、こういうふうな方々については、保険料は労使折半になっているわけでありまして。国民健康保険については、その保険に加入されている方々が払っていくというふうなことで、単純に比較しても、この国民健康保険の加入者のほうが高くなってきているわけでありまして。

しかも、この間、以前は保険金をできるだけ上げないよというということで、町も頑張ってきたわけでございますけれども、現在、どういうふうな方向になるんか分かりませんが、県内を一つの会計にしていくと、そういうふうなことで、だんだんと上げてきている。具体的には資産割、そこの部分が行く行くゼロになっていくというふうなことに考えられているようでありましてけれども、そういうふうなことで、毎年毎年上がってきている。そういうふうなことについて、また、もう一つは、赤ちゃんにもかかってくるわけでありまして。赤ちゃんが生まれて、大変よかったということで、皆さんお祝いするわけでございますけれども、この家庭においては、その分の保険料が増えてくる。そういうふうな等々を考えて、また、この保険料、今回も引上げのところがあったわけでございますけれども、そういうことから、国民健康保険事業の特別会計に対しまして、反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (七良裕 光) 起立多数です。

したがって、議案第68号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第69号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

議案第69号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第70号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕 光）　　これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

議案第70号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第71号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

議案第71号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第72号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

議案第72号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第73号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。

議案第73号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第74号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

議案第74号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第75号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

議案第75号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第14 議案第81号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第14、議案第81号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第81号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第7条第2項中、100分の170を100分の175に改めるものでございます。これにつきましては、本年12月期に支給する期

末手当に係る支給割合の改正でございます。

続きまして、3ページになります。

第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第7条第2項中、100分の175を100分の172.5に改めるものでございます。これにつきましては、令和8年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により、年間0.05か月分期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間3.4か月分支給されておりますが、改正後は3.45か月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第81号の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長(七良裕 光) これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 提案理由の説明ですけれども、これは、ただ単に支給割合を改めるということで、提案の理由ではないですね。提案の理由、なぜこういうことになるのかというのをお示し願いたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良裕 光) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

今回、条例改正の根拠、提案理由でございますが、国のほうでは、国の人事院勧告において、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれており、特別職職員の特別給を指定職職員に準じて改正されてきております。それに準じて、当町では町議会議員の期末手当の改正案の提出を今まで行ってきたところです。

今年度の国の人事院勧告においても、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれており、指定職職員に準じて、特別職職員の特別給の改正が行われることから、当町におい

ても改正案の提出を行うものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） その理由の説明になってないでしょう。そしたら、なぜ特別職が準じなければならないんですか。その理由をおっしゃってください。なぜ準じなければならないのかという理由です。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほども申し上げましたが、国のほうの改正に基づいて、当町のほうも今まで改正を行ってきたという経緯もございます。そのような理由から、今回の改正に至っているということでございます。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何度も同じ質疑をしても仕方ないんですけども、なぜ、そしたら、国に合わせて当町の町会議員の報酬を改正しなければならないのかというのを具体的におっしゃらないと、我々、町民に説明するときに、いや、国がやっているからそれに準じましたとか、そんなんじゃ説明できないでしょう。説明する根拠を示してくださいよ。説明する根拠っておかしいか。改正する根拠を示してくださいよ。もっと具体的に、これこれこういう理由で、紀美野町の町会議員の報酬を、この特別手当を改正するんですという、そういうのをおっしゃってください。もう質疑何回もできませんからね、ごまかすような答弁はやめてください。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 今回、その改正の判断材料として、人事院勧告及び都道府県の人事委員会勧告を基準とするということは、全国の自治体が外部の公平な指標として採用されている、一般的、標準的なルールであると認識はしております。

国、県の勧告は、地方公共団体の給与水準を決定する際の制度上の基準であり、実質的に第三者的な判断であり、自治体内の内部で勝手に判断しないための外部的なチェックの役割を持ち、単なる恣意的判断によるものではございません。

議員の期末手当につきましても、公務員給与との均衡性、整合性を保つ必要があるため、国、県の勧告を参考とすることが十分に合理的であると考えております。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） そうですね、具体的に、今、175ですから、0.05の引上げということがございますけれども、これについては、それぞれパーセンテージじゃなくて、金額でお示し願いたいと思います。

私も、先ほど埴谷議員が質疑されておりましたけれども、このところの引上げの理由というのは非常に分かりにくいんですよ。あくまでも議員というのは、これは公務員ですけれども、特別ですか、ということから、給料じゃないんですよ。そうじゃなくて、我々報酬をもらっている。そういうふうな形の中で、特別にこういうふうに期末手当もいただけるということがございますけれども、そのところ、一般職員の皆さん方、これはもう団結権のないような状況の中で、人勧というふうなことがあるわけがございますけれども、その辺から考えても、議員とは別であるかというふうに思うんですね。そういうようなところで、人勧があつて、またちょっと違うところの議員の報酬もということについては、若干分かりにくいところがあるんですが、その辺のところ、もう一度願いたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、期末手当が今回0.05か月分引き上げられることによる金額ということですが、申し上げますと、議長様が、影響額が1万6,225円、副議長様が1万3,200円、議員の皆様が1万2,100円、それぞれ増額となる見込みでございます。

引上げの理由につきましては、先ほどの答弁とも重なりますが、国のほうでも、国の人事院勧告によって、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれておれば、特別職職員の特別給を指定職職員に準じて、今まで改正はされてきております。それに準じて、当町におきましても、議会議員の期末手当の改正案の提出を行ってきたところです。

今年度におきましても、同じように、国のほうでも人事院勧告において、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれており、指定職職員に準じて特別職職員の特別給の改正が行われることから、当町においても改正案の提出を行ったものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) こういう問題については、非常に何というんですか、微妙なところがあるかというふうに思うんですね。今、一般の皆さん方が物価高等で大変困っておられる。また、米の問題についても、前の首相のときには、この問題について、米の問題について、前向きに増産の方向も考えてやっていこうということでもございましたけれども、現首相に替わって、また方向も変わってしまっていると。また、米の値段も少しずつ上がってきているというような状況ですね。これは当然米だけにかかわらず、いろんな問題があるわけでありまして。

そういうふうな中で、今、議員の報酬、議員の報酬についてはいろんな意見がありますよ。もっと上げればいいという方もあれば、反対に、議員が今のこの状況で、当然毎日役場に来るわけでもございませんから、そういうふうな中で、今の報酬に対して御批判の声もあるわけでありまして。そういうふうな点で、はっきり町民の皆さん方にお示しするという点について、何らかの明確な方法というんですか、具体的な説明というのがあるわけですか。その辺について、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 (七良裕 光) 曲里総務課長。

○総務課長 (曲里充司) 今回、その改正の基準が、国の人事院勧告に基づく改正内容を反映はしております。国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告は、それぞれ単に国の職員の給与を決めるためのものではなくて、地方自治体の給与水準を判断する際の公的で公平な基準として、全国に示されているものであると考えております。

紀美野町としても、独自の判断で議員の期末手当を上下させることは、住民から見ても恣意的に映りかねない、そんなおそれがあると考えております。そのため、あえて外部の中立的な基準として、国や県の判断を参考とすることが適切であると考えております。

以上の理由で、今回、議案の上程ということに至っております。

以上でございます。

○議長 (七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) それでは、この引上げが行わなかった場合、何らかのことがあるわけですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほど影響額を申し上げましたが、その影響額がないと
いうことでございます。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私は、この紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の
一部を改正する条例案に反対の立場から討論をさせていただきます。

この今の状況というのは、一般的には大変厳しい状況にあるわけでありまして。一番さ
きの参議院選挙においても、国民の多くは、もちろん紀美野町民もそうでございますけ
れども、物価高の問題等について、何らかの施策を取ってほしいということであり
ましたけれども、それについて、なかなか具体的な話が出てこない。

そういうふうな中で、一つの大きなこのポイントであった米の値段、これについても、
備蓄米を放出する中で一旦下がりましたがけれども、その後、またじわじわと上がってき
ている。そういうふうを示すように、大変生活についても苦しい状況にあるわけであり
ます。

そういうふうな中で、議会が、金額が大変大きいとは言えないと思っておりますけれども、
大きいとは思わないわけでございますけれども、しかし、そういう一般町民の皆さん方
が大変苦しんでおるときに、議会の議員はということで批判が当然起こってくるものが
心配されます。そういうことが、町民の皆さん方と議会の間には乖離が起こってくる心配
もされるわけでありまして。そういうふうなことございまして、今回の引上げ、この案
に対しまして反対いたします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 反対討論ありませんか。

6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫） 反対をいたします。というのは、私は議員の報酬が決して高いとは思ってないのです。したがって反対と言ったらちょっとおかしいんですけども、この改正をするというときに、やはり提案理由がきちとなされてなかったら、私は駄目だと思っています。町民に説明するときに、国の人勸、県の人勸、県の立場、そういうようなことをしんしゃくして、町も合わせて変えましたと。これでは、決して町民が納得するものではないと思っています。

したがって、これこれこういう理由で、報酬の改定をするのだと、期末手当の改修をするのだという理由をはっきりやはり提起してもらいたいと。執行部が提起するというのはなかなか難しい話ですけども、それだったら、議員に一回投げかけて、議員の中で議論してもらおう。また、議員の中では、第三者が入って質疑を行ってもらおうと。そのような手続というのが、私、必要だと思うんですね。

漠然と国や県に合わせていくというような、こういうまさしくこれだったらお手盛りと言われても仕方がないと思います。そういう値上げの仕方には、私、決して賛成することができません。

以上です。

（6 番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから、議案第 8 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良裕 光） 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第82号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第15、議案第82号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第82号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

5ページになります。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第5条第1項ただし書中、100分の172.5を100分の177.5に改めるものでございます。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

6ページを御覧ください。

第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第5条第1項ただし書中、100分の177.

5を100分の175に改めるものでございます。これにつきましては、令和8年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により、年間0.05か月分期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間3.45か月分支給されておりましたが、改正後は3.5か月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第82号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長(七良裕 光) これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 先ほどと同じ質疑になってしまって、同じ答弁になるおそれがあるんですけども、それをあえて行いたいと思います。

ちょっと違うんですね、議員の場合と。もちろん職員の場合とも違うと思います。職員は団体交渉権がありませんから、もちろんストライキもないので、交渉するすべがないということで、人勧が決められているわけですけども、特別職の報酬というのは、手当もそうですけれども、自分たちのさじ加減でどうにでもなるわけですね。これ別に少なかったとしても、また、なかったとしても、別に問題になるわけではありません。

(発言する者あり)

○6番(埴谷高夫) 議長、ちょっと注意して。

○議長(七良裕 光) 発言中です。

続けてください。

○6番(埴谷高夫) したがって、どういうふうにするかというのは、まさしく今言ったように、さじ加減なわけですよ。したがって、やはり理由というのをやっぱりきちっと自分たちでそしゃくして、そして、ここで明らかに述べてもらうということにならないと、本当に町民に説明がつかないと、こういうことになると思います。その点どうでしょうか。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良裕 光) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長 (曲里充司) 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

改正の理由、根拠でございます。

これは先ほどと同じにはなりますが、国のほうでは、国の人事院勧告において、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれておれば、特別職職員の特別給を指定職職員に準じて改正されてきております。それに準じて、当町では、町長、副町長及び教育長の期末手当の改正案を提出、今まで行ってきたところです。

今年度も国の人事院勧告において、指定職の職員の特別給の改正が盛り込まれており、指定職職員に準じて特別職職員の特別給の改正が行われることから、当町においても改正案の提出を行ったというものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良裕 光) 6番、埴谷高夫議員。

○6番 (埴谷高夫) 私、特別職の給与について、私見ですけど、党ではそういうことはないと思うんですけども、あんまり高いとは思っていません。妥当な水準なんだなと思います。

しかし、事、手当については、やっぱり国がやるからやりますというのは、やっぱりちょっと違うんじゃないかと思えます。それは平行論、ここで議論しても前には進まないですけども、やはりそれなりの理由というのを町独自で考えてもらいたいと、このように思います。それは町民に説明できないでしょう。町独自でこうやるんです。議員の報酬でもそうですけれども、町独自でこういう考えの下にやるんですというのがなかったら、なかなか説得できないと、このように思います。一番説明責任というのは町にあるわけですから、町民の税金を使って、このように給与を上げていくわけですから、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 (七良裕 光) 曲里総務課長。

○総務課長 (曲里充司) 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

町独自ということですが、今回のその条例の改正判断材料としましては、人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告の基準とすること、それは全国的にも自治体が外部の公平な指標として採用されている、一般的、標準的なルールであると認識はしております。

国、県の勧告は、地方公共団体の給与水準を決定する際の制度上の基準であって、実

質的に第三者的判断であり、自治体内の内部で勝手に判断しないための外部チェックの役割も持っており、単なる恣意的に判断するものではございません。特別職期末手当についても、公務員給与との均衡性、整合性を保つ必要があるため、国、県の勧告を参考とするとすることは、十分に合理的であると考えております。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 当然参考にするというのにはあり得ます。しかし、それで決めるというのは、同じ準じてやるというのとはちょっと違うと思います。参考にして、やらない場合もあるし、参考にして、これ以上、上げるというのはもちろん考えにくいですが、下回るということももちろんあるわけですから、それは町独自の判断と言えますけれども、何もかも全て準じてやるというんだったら、それはちょっとおかしいと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員のその理由ということの中で、町とすれば、やはり人勧に準じて、それに伴って改正していくというのは今までの進め方でもありますし、これは当町単独でやっているんじゃなくて、全国の自治体の人勧に伴って、国の人勧、県の人事委員会勧告に伴って改正してきているということがございます。それについては、私たちは説得力はあるものだと考えておまして、そういうことでもって、提案をさせていただいておるところであります。

先ほどの議員さんの報酬についても、今回の町長、副町長、教育長についても、同じように人勧の勧告に基づいてということで、説得力のあるものだというふうに考えております。

町独自で、埴谷議員言われたさじ加減でといったら、ちょっといかなものかなと思いますが、そういうものではなくて、全国统一した形での提案ということになりますので、これはこれで、大変説得力があるというふうに考えて、提案しているところであります。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 先ほどと同じく、パーセンテージ、それから、実際の数字についてお示しを願いたいというふうに思います。

それから、先ほどから人勧等に関するところというふうな御説明をしていただいているわけですが、その人勧というのは国のほうから決めてくるわけですが、町として、今の町民の実態等についての把握ということについては、どのようなことをされてきているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、今回期末手当が0.05か月分引き上げられますと、試算では、町長が4万5,225円、副町長では3万9,150円、教育長では3万6,450円、それぞれ増額となる見込みとなっております。

それから、給与水準の適正ということですが、今まで条例の改正の手続については、先ほども説明をさせていただきました。その上で、町独自で人事委員会を構えておりませんので、国の人事院勧告もしくは県の人事委員会の勧告を参考として、今までされてきたところでございます。

以上でございます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長、副町長、教育長さん、それぞれの任務について、懸命にやっただけというふうに思います。それで、思いながらも、具体的に町民の皆さん方からどのようにこのことが評価されて、なるほどというふうに思っていたかなければ、やはりこの乖離というふうなことが心配されるわけであります。

そういう点で、やはり何らかのそういうことについて、先ほど課長さん、審議会というふうに言われましたけれども、そういうふうなものをもって決めていくということについて、していかなきゃならんのかなというふうに思うんですけれども、そういう点では、もう単に国の基準だけ、この人勧に対するその数字をもって充てたということ

であるわけですね。それについて確認したいと思います。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 今回の条例の改正につきましては、町の特別職の報酬等審議会条例の第2条において、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該報酬額についての審議会の意見を聞くものとされております。

今回の改正につきましては、期末手当の改正でございましたので、特段そういうふうな意見を求めておりません。

上程の根拠につきましても、先ほど国の対応、県の人事委員会勧告の対応を参考に、議案の上程を今回いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから、議案第82号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私は、この町長、副町長、教育長の給与等条例の一部を改正する条例案に対しまして、反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

町民の皆さん方というのは、今、先ほども申しましたけれども、大変厳しい状況の中で生活をされております。先ほども言いましたけれども、基本的な食料である米の値段等についても、やはり5キロ当たり4万円台というふうな状況になってきたりして、大変厳しいものがあります。これについては、制度的な問題で、農家もやっていける、また、消費者の方もやっていける、そういうふうな制度が今は欠けていることから起こっておるわけでございますけれども、何にしても大変状況が厳しい中で、物価対策ということが進まない中で、そういうふうな背景がある中でこの町長、教育長、副町長の期末手当の引上げということでもあります。

町長さん、仕事にするならば大きな金額ということではないんでしょうけれども、4万五千何がし、副町長さんで3万九千何がし、また、教育長さんも3万六千何がしとい

うことでありまして、これが町民の皆さん方からどのように受け止められるか、このところを私たちは考えなきゃならんというふうに思うんですね。

また、先ほど答弁では、期末手当については、審議会にもかけておられないということでございますので、そういうふうな点から考えても、町民の皆さん方と町が一緒になって、先ほど委員会の視察の中でもお話もございましたけれども、町をどのように進めていくかと、よくしていくかと、そういうことにしていかなければならない。そういうふうな状況のある中で、私は問題になるかというふうに思います。

そういう点で、町長、副町長、教育長さんの期末手当の引上げに対しまして、反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(七良裕 光) 起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休 憩

(午前10時40分)

再 開

○議長(七良裕 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎日程第16 議案第83号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第16、議案第83号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第83号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院及び和歌山県人事委員会の職員給与の改定に関する勧告との均衡を図るため、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

8ページを御覧ください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員給与条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

期末手当について規定してございます第22条第2項及び第3項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の125を100分の127.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の70を100分の72.5に改めるものでございます。

次に、9ページになります。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の105を100分の107.5に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、本年12月期の勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については、100分の50を100分の52.5に改めるものでございます。

次に、官民給与の較差を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員に昨年を大幅に上回る引上げを行うため、別表第1、別表第2及び別表第3を改正するものでございます。

これらの別表につきましては、議案書の9ページから21ページに掲載してございます。

続きまして、議案書の22ページの改正条例第2条につきまして、御説明申し上げます。

第2条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

これにつきましては、令和8年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正でございます。期末手当について規定してございます第22条第2項中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の126.25に改めるものでございます。

また、同条第3項中の改正につきましては、期末手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については、100分の71.25に改めるものでございます。

この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間0.025か月分、期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間2.5か月分支給されておりましたが、改正後は2.525か月分となります。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025か月、期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間1.4か月支給されておりますが、改正後は1.425か月分となります。

続きまして、勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、100分の106.25に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員について、100分の51.25に改めるものでございます。

この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間0.025か月分勤勉手当が増えることとなります。現行の勤勉手当は年間2.1か月分支給されておりますが、改正後は2.125か月分となります。また、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025か月分勤勉手当が増えることとなります。現行の勤

勉手当は年間1.0か月分支給されておりますが、改正後が1.025か月分となります。

議案書の23ページの附則について御説明申し上げます。

第1条第1項では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、同条第2項では、第1条の規定による改正後の紀美野町職員給与条例の規定につきましては、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払とみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第83号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良裕 光） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 若干お聞きしたいんですけども、この中で、会計年度任用職員の方についてはどうなるのか、ちょっと分かりづらかったので、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

会計年度職員はどうなるのかという御質疑ですが、会計年度任用職員は、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、期末勤勉手当については、紀美野町職員給与条例の期末手当、勤勉手当を準用し、報酬については、町職員給与条例の別表を用いることと定められており、紀美野町職員給与条例の改正が会計年度任用職員にも反映されることとなり、今回の改正は令和7年4月1日に遡り適用されることとなります。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これでは質疑を終わります。

これから、議案第83号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第84号 紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について

○議長(七良裕 光) 日程第17、議案第84号、紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) それでは、議案書の24ページをお開きください。

議案第84号、紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の旅費条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、紀美野町職員の旅費条例の改正を行うものでございます。

25ページを御覧ください。

紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員の旅費条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中

下線の部分である。

第10条、鉄道賃につきまして、特急列車と特急列車の座席指定についての片道100キロメートル以上の距離規定を廃止し、実態に応じて支給するものとするものがございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものがございます。

以上、簡単ではございますが、議案第84号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

◎日程第18 議案第85号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

○議長(七良裕 光) 日程第18、議案第85号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 恐れ入ります。議案書の26ページを御覧ください。

議案第85号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

紀美野町スポーツ公園のリニューアルに伴い、設置目的、利用時間及び使用料に係る規定を整備するため、紀美野町スポーツ公園条例の改正を行うものがございます。

27ページを御覧ください。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例です。

提案理由でも述べましたとおり、本条例はスポーツ公園リニューアルに伴い、設置目的、利用時間及び使用料について改正するもので、現在実施しているリニューアル事業において、完成した部分から順次御利用いただけるように、4条建てとし、条ごとに施行日が違います。

改正条例第1条です。

1条につきましては、令和8年4月1日から施行するものがございます。

まず、現行条例第1条の設置目的に、リニューアル事業の目的でもある、新たな「にぎわい」と「魅力」を創出する旨を加えます。

また、第6条の利用時間については、利用時間を午前9時から午後9時30分（体育館は午後10時）までを、近隣住民への配慮の観点から午前9時から午後9時までといたします。

また、宿泊施設の利用時間を新たに定めます。チェックインが午後3時から、チェックアウトが午前10時までといたします。

また、現行のただし書は、第2項として別途定めます。

続いて、使用料についてです。

28ページ上段の現行第13条に第3項として、営利を目的に利用する場合の使用料は別表に定める使用料の2倍の使用料を納付しなければならない旨の規定を新設します。なお、中学生以下を対象としたイベント等についてはこの限りではないものといたします。

続いて、31ページ上段までの使用料を定める別表第1の改正です。

改正内容は、令和8年4月1日から新施設を供用開始する多目的運動広場、多目的人工芝グラウンド、管理棟会議室の改正と、飲食宿泊機能を備えた体育館A棟の使用料、施設備品の使用料、宿泊料金の新設です。

28ページから30ページにかけて、多目的運動広場、多目的人工芝グラウンド、管理棟会議室、体育館A棟に現行条例ではなかった町内者と町外者の区分を設けています。

使用料の額については、一般町内者は現行の価格とほぼ同額とし、一般町外者は一般町内者の倍額、高校生以下についても基本的に町内町外の区分を設け、町外高校生は一般町内者と同額、町内高校生は町外高校生より安価に設定しています。

こうすることによって、町民の皆様が今までどおり利用していただけるようにし、指定管理者が町外からの利用者の誘致に努力することにより収益を得、安定的な運営につなげていこうとするものです。

また、30ページ中段の施設備品につきましては、陸上競技用具、各種ゴールポスト、バレーボール、バドミントン支柱セット、卓球台、合宿やイベント時の利用が見込まれる音響・プロジェクター、学びのアイテムとして利用が見込まれるiPadの使用料です。

31ページにかけて、宿泊に関しては、高校生以下とその他に区分し、土、日、祝の

前日とその他平日の宿泊を区分し設定しています。

なお、現体育館及びテニスコートにつきましては、この時点ではリニューアルが完成していませんので、ここでの改正はございません。

続いて、31ページ中段です。夜間照明設備の使用料を定める別表第2の改正です。

令和8年4月1日から新施設を供用開始する、多目的運動広場、多目的人工芝グラウンドの夜間照明設備の使用料を改正します。

昨今の電気料の高騰に伴い、増加となっておりますが、近隣類似施設とも比較して同等程度としています。

多目的運動広場が現行料金よりも下がっておりますが、これはグラウンド内に体育館を建設することにより、使用面積が狭くなり、照明個数が減少するためです。

なお、テニスコートについては、この時点ではリニューアルが完成していませんので、ここでの改正はございません。

以上が、改正条例第1条で、令和8年4月から施行するものでございます。

次に、改正条例第2条です。

使用料を定める別表第1の改正と夜間照明設備の使用料を定める別表第2の改正です。

令和8年10月完成予定のテニスコート及び同コート夜間照明設備の使用料を改正し、令和8年11月1日から施行するものです。

別表第1中、32ページから33ページにかけて、テニスコートの部分です。第1条と同様、一般町内者は現行の価格とほぼ同額とし、一般町外者は一般町内者の倍額、高校生以下についても町内町外の区分を設け、町外高校生は一般町内者と同額、町内高校生は町外高校生よりも安価に設定をしております。

続いて、35ページ上段の別表第2の改正で、テニスコートの夜間照明設備の使用料です。

昨今の電気料の高騰に伴い、増加となっておりますが、近隣類似施設とも比較して同等程度にしております。

以上が、改正条例第2条で、令和8年11月1日から施行します。

次に、改正条例第3条です。

使用料を定める別表第1の改正で、既存の体育館に代わる令和8年度に完成予定の体育館B棟の使用料を定めます。また、ペタンク場の使用料を新たに定め、令和9年4月1日から施行するものです。

38ページ上段です。

既存の体育館に代わる体育館B棟の使用料です。

第1条及び第2条と同様、一般町内者は現行の価格にできる限り近い額とし、一般町外者は一般町内者の倍額、高校生以下についても町内町外の区分を設け、町外高校生は一般町内者と同額、町内高校生は町外高校生よりも安価に設定をしております。

続いて、同ページ下段から次のページ上段にかけて、ペタンク場の使用料です。スポーツ公園リニューアルを機に、スポーツ公園の一部として管理し、使用料を新たに定めるものです。一般は町外と町内に区分し、高校生以下の区分も設けます。

主に高齢者の健康増進や新たな利用者の増加を目指し、安価な設定としています。

以上が、改正条例第3条で、令和9年4月1日から施行します。

次に、改正条例第4条です。

使用料を定める別表第1の改正で、令和9年9月に完成予定の壁打ちテニスコート及びゲートボール場の使用料を新設し、令和9年10月1日から施行するものです。

改正箇所は、40ページ下段の新たに整備する壁打ちテニスコートの使用料の新設です。

壁打ちテニスコートは、テニスコート1面の半分の広さですので、テニスコート使用料1面の半額としています。

一般町外者は一般町内者の倍額、高校生以下についても町内町外の区分を設け、町外高校生は一般町内者と同額、町内高校生は町外高校生より安価に設定をしています。

続いて、43ページ上段のゲートボール場の使用料です。

ペタンク場と同様、スポーツ公園リニューアルを機に、スポーツ公園の一部として管理し、使用料を新たに定めるものです。

一般は町外と町内に区分し、高校生以下の区分も設けました。主に高齢者の健康増進や新たな利用者の増加を目指し、ペタンクと同額で安価な設定としています。

以上が、改正条例第4条で、令和9年10月1日から施行します。

続いて、附則です。

先ほどから説明しましたとおり、第1条は令和8年4月1日から、第2条は同年11月1日から、第3条は令和9年4月1日から、第4条は同年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第85号の説明といたします。よろしく願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

◎日程第19 議案第86号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎日程第20 議案第87号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長 (七良裕 光) 日程第19、議案第86号、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第20、議案第87号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。

黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長 (黒崎智帆) まず、議案書の44ページをお願いします。

議案第86号、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うものでございます。

放課後児童健全育成事業については、学童保育事業を指しています。運営に当たっては、厚生労働省令に従って定めるものとされています。今回、省令において、児童の安全確保をさらに強化するための安全計画の策定、事業所職員による虐待発見時の通報義務などが規定され、運営に関する基準の一部が改正されたことにより、それに伴い当町の条例においても改正するものであります。

議案の45ページをお開きください。

紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第6条の2は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策についての新設規定となります。

学童保育事業所は、利用する児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、職員の研修や訓練実施など、安全に関する取組についての計画「安全計画」を策定し、必要な措置を講ずることの規定となります。

同条第2項は、学童保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知し、研修及び訓練を定期的に実施するものです。

第3項は、学童保育事業者は、保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組の内容等の周知をしなければならないとする規定となります。

第4項は、学童保育事業者は、定期的に安全計画を見直し、必要に応じた計画の変更を行うものとなります。

また、第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認についての新規定となります。事業者は利用する児童が送迎等の自動車を利用し、乗車及び降車の際、利用者の所在を確認しなければならないと規定されたものです。

次に、第10条3項は、放課後児童支援員の該当する資格等の規定となります。

第4号は、規定の実質的な内容を変更するものでなく、規定の趣旨を明確化するための改正となります。教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするためのものとなります。

第10号では、放課後児童支援員の基礎資格の拡充として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が認めた者が新設となります。

第12条におきましては、虐待等の禁止についての規定となります。

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待を発見した場合の通報義務が新たに規定され、法の条項番号の変更にて、「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改めるものです。

第12条の2は、業務継続計画の策定等についての規定で、事業者は感染症や非常災害が発生した場合の業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めることとし、第2項は、職員に対して周知や研修、訓練を定期的に実施し、第3項では、必要に応じた見直しをし、計画変更を行うことと規定しております。

第13条の2項は衛生管理等についての規定で、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第86号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書49ページをお開きください。

議案第87号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由です。

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものであります。

特定教育・保育施設とは、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、子ども・子育て支援法に基づく施設を運営している認定こども園などを指します。また、特定地域型保育事業とは、安全面で十分配慮された小規模保育事業等の認可事業を指します。

これらは、保育の質や安全性を確保するための運営に関する基準が内閣府令で定められており、町においても、府令に従い、条例を定めております。

今回、児童福祉法において、新たに児童等への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待発見時の通報義務が規定されたことにより、国の施設の運営に関する基準の一部が改正され、それに伴い当町の条例においても改正するものであります。

運営に関する基準においては、内閣府令に従うべき基準とされており、今後の弾力的な運用も見据え、当町の当条例については、内閣府令に定めるところによるものとし、全部改正とします。

続きまして、50ページをお願いいたします。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例。

第1条は、本条例の趣旨。

第2条は、定義。

第3条は、運営に関する基準について府令に定めるところによっていますが、これは認定こども園などの利用申請者に対し、利用に至るまでの援助、施設の運営規定、相談援助、緊急時対応、また、虐待等の禁止に関するもの等を定めたものとなります。

第4条は、この条例の規定以外の施行に関して必要な事項を、町長が別に定めるところと規定した委任規定でございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案86号、87号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

◎日程第21 議案第88号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について

○議長(七良裕 光) 日程第21、議案第88号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長(中前貴康) それでは、私のほうから、議案第88号について、御説明させていただきます。

議案書の51ページ、52ページを御覧ください。

議案第88号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

建設業界における週休2日工事への取組に伴う土曜日における建設残土搬入量の減少に対応するため、紀美野町建設残土処理場条例の改正を行うものであります。

52ページを御覧ください。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

運営時間等を定めている第7条第2項第1号、施設の休場日の日曜日、祝日、年末年始に土曜日を追加するものであります。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案88号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第22 議案第89号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

◎日程第23 議案第90号 財産の無償譲渡について

○議長（七良裕 光） 日程第22、議案第89号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について及び日程第23、議案第90号、財産の無償譲渡について、一括議題とします。

説明を求めます。

井川消防長。

(消防長 井川豊一 登壇)

○消防長（井川豊一） それでは、議案書の53ページをお開きください。

議案第89号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令をすること等により林野火災予防の実効性を高めるため、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

次に、議案書54ページをお開きください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

それでは、議案書 54 ページから 58 ページにかけて、順次御高覧賜りたいと思いません。

第 29 条は、火災に関する警報の発令中における火の使用制限に関する規定でございますが、火災予防条例上の火災に関する警報が消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にするものでございます。

1 号から 7 号には、火災に関する警報の発令中に制限される行為が掲げられてございますが、7 号の屋内での裸火の使用に係る制限につきましては、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うものでございます。

続きまして、第 29 条の 8 は、町長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしました。

また、林野火災に関する注意報を寄せられた場合は、紀美野町の区域内にあるものは火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととし、この努力義務の対象となる区域を町長が指定することができることとするものでございます。

次に、第 29 条の 9 は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発した際の火の使用の制限に対象となる区域を町長が指定することができることとするものでございます。

第 45 条では、消防への届出が必要な火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にし、第 45 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を消防長が指定することができることとするものでございます。

附則としまして、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 89 号の説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

続きまして、それでは、議案書の 59 ページをお開きください。

議案第 90 号、財産の無償譲渡について。

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出 紀美野町長 小川裕康

1 番でございますが、譲渡する財産、旧消防庁舎、所在地は海草郡紀美野町下佐々 8

03番地1でございます。

用途、構造、延床面積について、御説明させていただきます。

庁舎は、鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建て、833平方メートル。訓練棟、鉄骨造4階建て、16平方メートル。備蓄庫、鉄骨造2階建て、104平方メートル。車庫、鉄骨造平屋、98平方メートル。譲渡する相手方につきましては、所在地、和歌山県和歌山市西浜1333、株式会社プラント・ツリーズ 代表取締役 上中広幸でございます。

譲渡する目的としましては、紀美野町における林業の発展と地域の活性化に貢献するものでございます。

以上、議案第90号の説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

(消防長 井川豊一 降壇)

◎日程第24 議案第91号 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（七良裕 光） 日程第24、議案第91号、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について議題とします。

説明を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） それでは、議案書の60ページをお開きください。

併せて、別冊の紀美野町過疎地域持続的発展計画も御覧ください。

議案第91号、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について。

紀美野町過疎地域持続的発展計画を別案のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、現行の紀美野町過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日で計画期間を満了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。

この計画につきましては、過疎対策事業債を発行するために必須要件となっております。

今回、新たに策定するものでございますが、基本的に現行の計画を引き継ぐ形となっています。そのため大きな変更を行っておりませんが、追加や変更した箇所があります。

ので、別冊の計画案に基づき説明させていただきます。

それでは、別冊の計画のほうを御覧ください。

当計画の概要について御説明させていただきます。

計画書の1ページから15ページ中段につきましては、1基本的な事項ということで、紀美野町の概況、人口及び産業の推移と動向、町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、基本期間等について記載しています。

次に、15ページから最終ページまでになります。

15ページの2移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成から、50ページの13その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、それぞれの事項について、(1)現況と問題点、(2)その対策、(3)計画の3項目に分類し、記載を行っています。

これらの項目につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項に定められている事項となります。

具体的な内容につきまして、計画書に記載されているとおりとなっておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

それでは、15ページから17ページの2移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成につきましては、移住・定住の推進や地域団体によるまちづくり活動に対する支援に取り組む内容となっております。

16ページ、(3)の計画において移住定住推進空き家活用事業、17ページ、きみの地域づくり学校運営補助事業について、新たに追加しています。

17ページから25ページの3産業の振興につきましては、農業、林業、商工業、観光、企業誘致等に関する項目となっておりまして、産品加工施設整備、ふれあい公園施設改修、農業経営支援、間伐材の流通に関する支援、農林商工推進の補助等に取り組む内容となっております。

23ページ、防災重点農業用ため池整備事業、観光用駐車場整備事業を新たに追加しています。

26ページ、27ページの4地域における情報化につきましては、住民の安全安心の確保のための防災行政無線の保守管理や安定的な電波の送受信が行えるように地上デジタル放送設備の機器更新、デジタルデバインドの解消に取り組む内容となっております。光ケーブル架設変更工事について追加しています。

28ページから32ページの5交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、町道の整備、橋梁の修繕、トンネルの修繕、林道の改良、コミュニティバス等運行委託、買い物弱者対策支援、電気自動車急速充電設備設置等に取り組む内容となっております。

31ページから32ページ、町道神野市場福田線舗装事業、町道長谷大藪国木原線改良事業、大角農道新設事業、スクールバス運行事業を新たに追加しています。

32ページから37ページの6生活環境の整備につきましては、水道施設の整備や老朽管の布設替え、合併浄化槽設置の推進、ごみ処理機器の設置補助、消防施設の整備や資機材の充実、防災ハザードマップの作成等に取り組む内容となっております。

36、37ページへ簡易水道機能強化事業、農村集落排水施設機能強化事業、火葬場、五色台火葬炉設備更新整備事業、水槽付消防ポンプ自動車、合併浄化槽設置補助を新たに追加しています。

37ページから43ページの7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、0歳から18歳までのこどもの医療費の助成や高齢者福祉の充実を目指した地域ふれあいサロンの支援、児童保育を家庭で行う保護者に対し、在宅育児手当の支給等に取り組む内容となっております。

児童館中央児童館改修工事、総合福祉センター自家発電設備整備事業、奨学金返還助成事業を新たに追加しています。

44ページの8医療の確保につきましては、医療従事者を確保し、医療提供体制の充実に取り組む内容となっております。

44ページから48ページの9教育の振興につきましては、小中学校施設の環境改善や社会体育や健康増進の推進のためのスポーツ振興推進、生涯学習振興を図るための文化センター自主事業等に取り組む内容です。

47ページで、学校教育関連施設で中学校屋内運動場空調設備事業、小学校屋内運動場空調設備事業、小学校LED化改修事業、文化施設で、文化センター大規模改修事業、自然体験世代交流センター改修事業、地区公民館改修事業を新たに追加しています。

48、49ページの10集落の整備につきましては、地域のコミュニティ施設である集会所の整備に取り組む内容となっております。

49、50ページの11地域文化の振興等につきましては、文化財の周辺環境整備を進め、貴重な文化財の保存維持や芸能文化の保護と伝承に努めてまいりたいと考えてご

ざいます。

50ページ上段の12再生可能エネルギーの利用の推進につきましては、環境への負荷軽減を図るため、太陽光発電設備を公共施設へ設置することを推進する内容となっております。

50ページ、51ページの13その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきまして、長期総合計画策定することで、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

51ページから58ページにつきましては、特別事業分の34事業を抜粋して記載してございます。

なお、最初に申し上げましたが、当計画に基づいて行う事業につきましては、過疎対策事業債の発行、国庫補助率のかさ上げ等の特別支援を受けることができることとなっております。

以上、人口減少社会を迎える中、生活インフラの維持管理や住民福祉の向上、今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、限られた資源を有効に活用しながら、総合的かつ計画的な対策を実施し、紀美野町の将来像実現に向けた計画として策定してまいります。

なお、計画期間中は新たな対策や事業を実施する必要がある場合には、その都度、計画の変更を行っていく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第91号、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○6番(埴谷高夫) 議長、議事進行。

○議長(七良裕 光) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 今、説明を伺ったんですけども、やっぱり新規の事業、新しく新設された事業については、一覧表か何かにしてもらって提出願えないでしょうか。でないと、今聞いただけでは、どこがどこやらさっぱり分からない。

○議長(七良裕 光) ただいま埴谷議員から提案がありましたが、執行部どうですか。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 53 分)

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 55 分)

◎日程第 25 議案第 92 号 紀美野町道路線の廃止について

◎日程第 26 議案第 93 号 工事請負契約の変更について

○議長（七良裕 光） 日程第 25、議案第 92 号、紀美野町道路線の廃止について及び日程第 26、議案第 93 号、工事請負契約の変更について、一括議題とします。説明を求めます。

中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから、議案第 92 号、議案第 93 号について、御説明させていただきます。

議案書の 61 ページをお開きください。

併せて、議案参考資料 1 ページ、2 ページも御覧ください。

議案第 92 号、紀美野町道路線の廃止について。

道路法第 10 条第 1 項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり廃止したいので、同法同条第 3 の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求め

る。
令和 7 年 11 月 26 日提出 紀美野町長 小川裕康
路線名は、切口東尾線でございます。

幅員・延長でございます。幅員は 14.0 メートルから 20.5 メートル、延長は 138.3 メートルでございます。起点につきましては、松ヶ峯 360 番地先、終点につきましては、松ヶ峯 37 番 1 地先でございます。

提案理由につきましては、令和 7 年度に道路区域内に紀美野町消防団第 13 分団の分団庫を整備するため、町道切口東尾線の廃止をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料 1 ページ、2 ページのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 92 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第93号について御説明させていただきます。

議案書の62ページをお開きください。

併せて、議案参考資料の3ページ、4ページも御覧ください。

議案第93号、工事請負契約の変更について。

令和6年度町道釜滝柴目線（仮称柴目トンネル）道路改良工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

変更契約の内容でございます。

変更前の契約金額9億3,907万円を1億5,995万3,200円増額し、10億9,902万3,200円に変更契約をお願いするものでございます。

この工事につきましては、令和2年度から工事に着手しております、町道釜滝柴目線道路改良工事のうち、柴目地内の西方寺の南側においてトンネル工136メートルを含む236.2メートルの道路改良工事を実施しているもので、令和6年9月に契約し進めているところでございます。

主な変更の理由につきましては、トンネル工事に伴うフリッカー対策装置の追加設置と防音対策設備の形状変更が生じたことによるものでございます。

議案参考資料4ページのA3サイズの平面図を御覧ください。

上段の一番右側の写真を御覧ください。①-2がフリッカー対策装置となります。これは、トンネル工事で電力を用いている建設機械を使用する際に、電圧の大幅な負荷変動が起こりフリッカー現象の原因となる場合があるので、関西電力の規定に基づき協議した結果、対策が必要となったため、追加で設置したものであります。また、フリッカー対策装置を設置したことにより、ずり置場や吹付プラント等の仮設備の配置が変更となったことや、トンネル工事の施工場所の近くにある民家への騒音影響を最小限に抑える必要があるため、防音壁の形状変更等を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第93号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

（建設課長 中前貴康 降壇）

○議長（七良裕 光） しばらく休憩いたします。

休 憩

(午後 0時01分)

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎日程第27 議案第94号 副町長の選任の同意について

○議長（七良裕 光） 日程第27、議案第94号、副町長の選任の同意について
議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、議案書の63ページをお願いいたします。

議案第94号、副町長の選任の同意についての提案説明を申し上げます。

本案は、副町長 細峪康則氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を副町長として選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の皆様の同意をお願いするものであります。

細峪康則氏は、副町長として1期4年間、役場の組織マネジメントの強化、重要施策の実行管理、関係機関との調整や町内事業者との連携強化など、多岐にわたりの確に職務を遂行してまいりました。

また、町政全般に精通し、職員からの信頼も厚く、引き続き、副町長として、その能力を発揮していただける適任者であると判断しております。

以上の理由から、副町長として、再び細峪康則氏を選任いたしたく、議員各位の同意を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案対94号の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

(町長 小川裕康 降壇)

◎日程第28 議案第95号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（七良裕 光） 日程第28、議案第95号、令和7年度紀美野町一般会計
補正予算（第4号）について議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) それでは、議案書の65ページをお開きください。

議案第95号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

令和7年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億994万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,559万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金20万7,000円の増額補正で、人事院勧告等マイナンバーカード交付に係る人件費の再算定によるマイナンバーカード交付事務費補助金の増額補正でございます。

2目民生費国庫補助金54万6,000円の増額補正で、移動支援事業及び訪問入浴サービス事業の支給人数の増加に伴う地域生活支援事業費補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金33万8,000円の増額補正で、自治体間情報連携対応に伴う健康管理システム改修による妊婦のための支援給付交付金でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金100万4,000円の減額補正で、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金でございます。

2 項 2 目民生費県補助金 3 6 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、移動支援事業及び訪問入浴サービス事業の支給人数の増加に伴う地域生活支援事業費補助金でございます。

1 7 款財産収入、2 項 3 目出資等清算収入 3, 5 6 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、紀美野町土地開発公社出資金返還金で 5 0 0 万円、紀美野町土地開発公社残余財産清算収入で 3, 0 6 2 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 9 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 5, 3 8 6 万 9, 0 0 0 円の増額補正で、財政調整基金繰入金でございます。

4 ページでございます。

2 2 款町債、1 項 5 目土木債 2, 0 0 0 万円の増額補正で、過疎対策事業債で町道長谷大藪国木原線道路改良事業に係るものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

歳出の中で、パートタイム会計年度任用職員報酬、給料、職員手当等、共済費の人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴うものが主な要因でございます。この後、随所に計上してございますが、同様の理由ですので、説明を省略させていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 3 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、人件費を計上してございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、人件費で 4 0 8 万 3, 0 0 0 円、1 2 節委託料で子ども子育て支援金制度対応に伴う給与システム改修委託料 4 4 万円を計上してございます。

6 ページにわたりまして、5 目企画費 3 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、人件費で 2 0 3 万 3, 0 0 0 円の増額、2 1 節補償、補填及び賠償金で紀美野町土地開発公社損失補てん金 5 0 7 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

6 目電子計算費 2 9 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、人件費を計上してございます。

8 目自治振興費 2 8 3 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、1 6 節公有財産購入費で新生町集会所用地購入費を計上してございます。

1 2 目人権推進費 2 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、7 ページにわたりまして、2 項 1 目税務総務費 1 2 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 7 2 万

8,000円の増額補正、8ページにわたりまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費143万9,000円の増額補正、2目国民年金事務費16万6,000円の増額補正、3目老人福祉費43万2,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

4目障害者福祉費214万9,000円の増額補正で、人件費で超過勤務手当30万円を含む50万9,000円、19節扶助費で支給人数の増加に伴う移動支援事業114万円、訪問入浴サービス事業50万円を計上してございます。

9目総合福祉センター管理運営費35万7,000円の増額補正、9ページにわたりまして、10目長谷毛原健康センター管理運営費7,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

11目国民健康保険事業費67万6,000円の増額補正、12目介護保険事業費139万6,000円の増額補正、13目後期高齢者医療費42万6,000円の減額補正で、いずれも特別会計への繰出金を計上してございます。

2項1目児童福祉費362万5,000円の増額補正で、超過勤務手当26万4,000円を含む人件費を計上してございます。

10ページにわたりまして、2目青少年対策費27万1,000円の増額補正、4目こども園費804万6,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費79万円の減額補正で、人件費で69万8,000円の減額補正、8節旅費で費用弁償9万2,000円の減額でございます。

11ページにわたりまして、3目母子衛生費105万9,000円の増額補正で、人件費で28万9,000円の増額補正、12節委託料で自治体間情報連携対応に伴う健康管理システム改修委託料77万円を計上してございます。

4目環境衛生費268万2,000円の増額補正で、人件費で44万3,000円の増額補正、18節負担金、補助及び交付金で東部簡易水道事業会計補助金223万9,000円を計上してございます。

7目診療諸費21万6,000円の減額補正で、27節繰出金で国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

2項2目塵芥処理費43万1,000円の増額補正、12ページにわたりまして、5款農林水産業費、1項1目農業委員会費50万9,000円の増額補正、2目農業総務費35万6,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

3目農業振興費82万8,000円の増額補正で、1節報酬で熊及び猿が出没した際、現地での痕跡確認や猿の群れの捕獲活動を実施していただく際の活動費として鳥獣被害対策実施隊員35万円、パートタイム会計年度任用職員3万5,000円、3節職員手当等で一般職期末手当5,000円、勤勉手当4,000円、10節需用費で熊が町なかかなどに出没し、人身に危害を加えるような問題個体を排除するため実施する緊急銃猟に必要な忌避スプレーや腕章などの購入のため、消耗品費10万4,000円、11節役務費で緊急銃猟により人身や財産等に損害を与えた場合、賠償する必要があるため、保険加入料として賠償保険料3万円、12節委託料で緊急銃猟2回分の緊急銃猟委託料30万円を計上してございます。

6目地籍調査事業費61万9,000円で人件費を計上してございます。

13ページになります。

2項1目林業総務費98万4,000円、4項1目山村振興総務費141万8,000円、14ページにわたります。6款商工費、1項1目商工振興費42万5,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

2目観光費136万4,000円の増額補正で、人件費で44万8,000円の増額補正、27節繰出金で、のかみふれあい公園運営事業特別会計繰出金91万6,000円の増額補正でございます。

7款土木費、1項1目土木総務費159万4,000円の増額補正で、人件費で超過勤務手当60万円を含む98万1,000円の増額補正、16節公有財産購入費で町道下佐々中通線の土地購入費61万3,000円を計上してございます。

15ページになります。

2項1目道路橋りょう維持費で59万4,000円の増額補正で、人件費を計上してございます。

2目道路橋りょう新設改良費2,098万6,000円の増額補正で、人件費で超過勤務手当18万円を含む98万6,000円、12節委託料で、町道長谷大藪国木原線道路改良予備設計業務委託料2,000万円を計上してございます。

3項1目住宅管理費23万1,000円の増額補正で、人件費を計上してございます。

16ページにわたります。5項1目建設残土処理費34万2,000円の増額補正、8款消防費、1項1目常備消防費838万7,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

9款教育費、1項2目事務局費239万6,000円の増額補正で、超過勤務手当105万2,000円を含む人件費を計上してございます。

17ページになります。

3目教育諸費42万7,000円の増額補正で、人件費を計上してございます。

4目教育振興費146万6,000円の増額補正で、18節負担金、補助及び交付金で多子世帯に対する補助対象の拡大に伴う専門学校授業料等減免補助金でございます。

2項1目小学校学校管理費17万5,000円の増額補正、18ページにわたります。4項1目社会教育総務費86万2,000円の増額補正、3目公民館費92万1,000円の増額補正、7目星の動物園管理運営費59万8,000円の増額補正、8目文化センター管理運営費58万2,000円の増額補正、5項1目保健体育総務費38万8,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

19ページになります。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金費3,562万1,000円の増額補正で、24節積立金、財政調整基金積立金を計上してございます。

恐れ入りますが、議案書の69ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加するものは、7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名が町道長谷大藪国木原線道路改良事業、事業費が2,000万円と、町道釜滝柴目線道路改良事業、事業費は7億4,280万9,000円でございます。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

追加するものは、設計積算システム使用料で、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は各年度219万9,000円でございます。

次に廃止するものは、紀美野町土地開発公社に対する損失補てんで、紀美野町土地開発公社の解散により廃止するものでございます。

70ページになります。

「第4表 地方債補正」でございます。

変更するものは、過疎対策事業債道路橋りょう整備事業で、限度額を2,000万円増額の8億8,030万円とするものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第95号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせ

ていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

◎日程第29 議案第96号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) について

◎日程第30 議案第97号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算(第1号) について

◎日程第31 議案第98号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
2号) について

○議長(七良裕 光) 日程第29、議案第96号、令和7年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第3号) についてから、日程第31、議案第98号、令和
7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてまで、3議案を一
括議題とします。

説明を求めます。

森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長(森谷克美) 私からは、議案第96号から議案第98号までの特別会
計補正予算について御説明させていただきます。

なお、歳出の人件費の増額に関しましては、大部分が人事院勧告に伴う人件費の増額
でございますので、個々の説明については省略させていただきます。御了承のほどよろ
しくお願ひいたします。

それでは、議案書の71ページをお開きください。

議案第96号、令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,342万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,342万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って御説明いたします。23ページをお開きください。

予算説明資料は22ページからとなります。

歳入でございます。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金で、2節特別交付金7万7,000円の増額です。人件費の増額に伴うものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、3節職員給与費等繰入金67万6,000円の増額です。同じく人件費の増額に伴うものでございます。

8款国庫支出金、1項1目子ども・子育て支援事業費補助金で、1節子ども・子育て支援事業費補助金88万円の増額です。子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

次のページで、歳出でございます。

中段で、1款総務費、2項1目賦課徴収費で、12節委託料88万円の増額です。子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修委託料でございます。

そのほかは、全て人件費の増額によるものでございます。

続きまして、議案書の75ページをお開きください。

議案第97号、令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億91万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書27ページをお開きください。

予算説明資料は24ページからとなります。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、1節一般会計繰入金21万6,000円の減額です。歳出の増額分と繰越金の確定に伴う増額分との差額を減額するものでござい

ます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金で、1 節繰越金 2 2 2 万 3, 0 0 0 円の増額です。繰越金の確定に伴う増額でございます。

次のページで、歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で、1 2 節委託料 1 7 万 4, 0 0 0 円の増額です。電子カルテを取り扱うパソコンの OS、Windows 1 0 がサポート終了となるため、セキュリティの更新を行うものでございます。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器費で、1 3 節使用料及び賃借料 2 9 万 3, 0 0 0 円の増額です。在宅酸素の借上げが 1 名分増加したことによる増額でございます。

そのほかについては、人件費の増額によるものでございます。

続きまして、議案書の 7 9 ページをお開きください。

議案第 9 8 号、令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 7 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3, 8 2 3 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書 3 1 ページをお開きください。

予算説明資料は 2 6 ページからとなります。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金で、2 節保険基盤安定繰入金 1 3 3 万 8, 0 0 0 円の減額、3 節療養給付費繰入金 8 0 万 2, 0 0 0 円の減額です。いずれも額の確定に伴う減額でございます。

4 節職員給与費繰入金 1 7 1 万 4, 0 0 0 円の増額です。人件費の増額に伴うものでございます。

5 款諸収入、2 項 1 目総務費受託事業収入で、1 節総務管理受託事業収入 2 2 万 1, 0 0 0 円の増額です。同じく人件費の増額に伴うものでございます。

4項1目雑入で、1節雑入80万2,000円の増額です。過年度広域連合納付金の精算に伴う増額でございます。

6款国庫支出金、1項1目子ども・子育て支援事業費補助金で、1節子ども・子育て支援事業費補助金220万円の増額です。子ども子育て支援制度に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

次のページで、歳出でございます。

中段で、1款総務費、2項1目徴収費で、12節委託料220万円の増額です。子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修委託料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、18節負担金、補助及び交付金133万8,000円の減額です。基盤安定負担金の額の確定に伴う納付金の減額でございます。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費で、1節報酬から次のページの8節旅費までで、153万7,000円の増額です。人件費の増額のほか、会計年度任用職員の雇用に伴う増額でございます。

そのほかにつきましては、人件費の増額に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第96号から議案第98号までの特別会計補正予算に係る御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

◎日程第32 議案第99号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(七良浴 光) 日程第32、議案第99号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

説明を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは、議案書の83ページをお願いします。

議案第99号、令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,562万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

また、予算説明資料は28ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

なお、今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の増額及びシステムの改修、再構築の委託料の増額に伴うもので、歳入につきましては、国、県等の負担分を計上しております。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は1万6,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は3万3,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は24万5,000円、次の6目介護保険事業費補助金は38万5,000円、次の4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は4万4,000円の増額補正で、国の負担分でございます。

5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万1,000円、次の2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は12万1,000円の増額補正で、県負担分でございます。

38ページを御覧ください。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万1,000円、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は12万2,000円、4目事務費繰入金は125万3,000円の増額補正で、町の負担分でございます。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金は17万6,000円の増額補正となっております。

続いて、39ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は146万1,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う人件費69万1,000円、及び12節委託料で、令和7年度税制改正に伴うシ

システム改修委託料 77 万円でございます。

次の 3 項 2 目認定調査等費は 17 万 7,000 円、3 款地域支援事業費、2 項 1 目一般介護予防事業費は 16 万 5,000 円、40 ページの 3 項 1 目総合相談事業費は 12 万 1,000 円の増額補正で、いずれも人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

次の 2 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は 51 万 3,000 円の増額補正で、人件費で 18 万 3,000 円、及び 12 節委託料で、パソコンのバージョンアップのための入替えに伴うシステム再構築委託料 33 万円でございます。

以上、簡単ですが、議案第 99 号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第 33 議案第 100 号 令和 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

○議長 (七良浴 光) 日程第 33、議案第 100 号、令和 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算 (第 1 号) について議題とします。

説明を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長 (吉見将人) それでは、議案書の 87 ページをお開きください。

議案第 100 号、令和 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算 (第 1 号)。

令和 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 91 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,875 万 1,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の 43 ページをお開きください。

説明資料は 32 ページとなりますので、併せて御覧ください。

2、歳入でございます。

2款1項1目1節一般会計繰入金91万6,000円を計上してございます。これは人事院勧告に伴う人件費の増額によるものでございます。

次の44ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1款1項1目施設管理費、1節の報酬79万4,000円、3節職員手当等9万4,000円、4節2万8,000円は、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第100号、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見将人 降壇）

◎日程第34 議案第101号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

◎日程第35 議案第102号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（七良裕 光） 日程第34、議案第101号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について及び日程第35、議案第102号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

議案書の91ページをお開きください。

お手数ですが、予算に関する説明書46ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。

説明資料は35ページでございます。

議案第101号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正、収入でございます。

第1款水道事業収益の総額を223万9,000円増額し、2億1,478万2,000円と定めるものでございます。

第2項営業外収益で223万9,000円の増額で、1億3,750万4,000円でございます。費用の増額に伴う一般会計補助金の増額でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用の総額を223万9,000円増額し、2億4,212万円と定めるものでございます。

第1項営業費用で223万9,000円の増額で、2億3,173万3,000円でございます。

増額の主な理由は、1目原水及び浄水費の修繕費用において、ろ過地の清掃や砂の入れ替えを予定しておりましたが、ポンプの修繕等が発生しており、年度末までの緊急対応に備え、100万円を増額し、3,429万9,000円に、人事院勧告に伴い、2目配水及び給水費で人件費2名分57万5,000円を増額し、4,661万5,000円に、4目業務及び総係費でも職員2名分の人件費66万4,000円を増額し、3,011万7,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の総額を123万9,000円増額し、3,204万4,000円に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金として、今回補正額の223万9,000円を増額し、3,927万5,000円に改めるものでございます。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

議案書の93ページをお開きください。

お手数ですが、予算に関する説明書の54ページ、実施計画明細書を併せて御覧いただきたく存じます。

説明資料は36ページでございます。

議案第102号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的支出の補正。

第1款水道事業費用の総額を86万1,000円増額し、1億8,453万円と定めるものでございます。

第1項営業費用で86万1,000円の増額で、1億5,007万3,000円でございます。

増額の主な理由は、人事院勧告に伴い、2目配水及び給水費で人件費2名分49万1,000円を増額し、3,145万2,000円とするもので、4目業務及び総係費で、職員1名及び会計年度職員1名分の人件費37万円を増額し、1,608万1,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の総額を86万1,000円増額し、2,274万円に改めるものでございます。

令和7年11月26日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長(七良裕 光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日27日から12月2日までの6日間、議案精読のため休会し、12月3日午前9時から会議を開きたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(七良裕 光) 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時14分)